

オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。

1. 本人確認書類の画像+本人の容貌の画像送信（6条1項1号ホ）



本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。

事業者



2. ICチップ[®]情報+顧客の容貌の画像送信（6条1項1号ヘ）



本人確認書類のICチップ[®]情報送信 + 本人の容貌の画像送信

事業者



3. 銀行等への照会（6条1項1号ト(1)）



本人確認書類の画像又はICチップ[®]情報送信

銀行等



銀行等に顧客情報を照会

事業者



4. 顧客名義口座への少額振込（6条1項1号ト(2)）



本人確認書類の画像又はICチップ[®]情報送信

顧客名義口座に少額振込

インターネットバンキングの取引明細画面の画像送信

事業者

